

# 公共柵及び取付管設置基準

令和3年4月1日

岡崎市上下水道局上下水道部

## 1. 公共柵

- (1) 位置：公道と民地との境界線付近（官民界から1.0m民地内）とすること。

※狭あい道路の場合は建築基準法に基づく道路後退線から1.0m以内とすること。

- (2) 構造及び材質：塩ビ製公共柵Φ200mm、標準深さ80cm（最小深さ60cm）とすること。

- (3) 宅地形状、その他特別の理由がある場合・・・事前協議の上、仕様変更可。

狭小箇所：φ200→φ150mm、車両通行大・駐車場内：塩ビ蓋→铸铁蓋とすること。

- (4) 柵深 $H < 2,000$ mm：塩ビ柵とすること。

柵深 $H \geq 2,000$ mm：0号人孔とすること。

※公共施設や集合住宅など流入管が多い又は口径が大きい場合：0号人孔とすること。

## 2. 取付管

- (1) 材質：硬質塩化ビニル管（VU）とすること。

- (2) 最小管径：φ100mm（污水管）とすること。

φ150mm（合流管、雨水管）とすること。

- (3) 平面配置：道路に対し直角且つ直線とすること。

本管の取付部は本管に対し90°とすること。

取付管の間隔：管中心同士から1.0m以上離すこと。

人孔との間隔：本管延長が1.0m以上確保できる位置で取り出すこと。

- (4) 勾配及び取付配置：勾配は10%以上とすること。

位置は本管の中心線から上方に取付けること。（管頂から60°の間に取付）

- (5) 耐震性を持たせるため、公共柵接続部と支管口接続部は自在曲管を使用すること。

- (6) 良好な維持管理のため、曲管は45°以下の自在曲管、または60°以下曲管を使用すること。

- (7) 汚水溜り防止のため、15°以上の自在曲管を使用する場合は鋭角方向に5度以上折って使用すること。

- (8) 曲管使用は原則2個以内とし、連続使用は不可とする。

- (9) B型・C型の公共柵の場合、公共柵接続部の曲管を60°自在曲管を使用することができる。

- (10) 本管土被りが1.0mを下回るような浅い場合は、支管口に90°自在支管口を使用してもよい。

- (11) 本管土被りが1.5mを超えるような深い場合は、公共柵および支管口接続部に自在曲管0°を使用し、取付管立上げ部で曲管を1個追加使用することができる。

- (12) カメラ検査では、Φ90mmのカメラが本管まで到達する事を合格の前提とする。